

議案第 78 号

議決第 号

## 始良市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の件

始良市ふるさと応援基金条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

2020年（令和2年）8月31日提出

始良市長 湯元敏浩

## 始良市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例

始良市ふるさと応援基金条例（平成28年始良市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「しようとする個人又は法人その他の団体から「ふるさと始良応援寄附金」（以下「寄附金」という。）を募り、これを」を「するために、ふるさと納税制度（地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）により設けられた個人の道府県民税及び市町村民税に関する寄附金に係る控除の特例をいう。以下同じ。）により、寄せられた寄附金（以下「寄附金」という。）を」に改める。

第3条を次のように改める。

（積立て）

第3条 基金として積み立てる額は、寄附金の額からふるさと納税制度の運用に要する経費を除いた額とする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、寄附金を基金として積み立てることなく、必要な財源に充てることができる。

第5条中「予算」を「一般会計歳入歳出予算」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。